

公正取引委員会事務総局文書番号 11-06-003/063-00-A、平成 18 年 11 月「入札談合の防止に向けて」－独占禁止法の執行と発注側の取組－ <http://dten-wisdom.jp/J-Admini-Reformation/koutori/karuterunokaisetu-koutori-zennbun.pdf> よりダウンロード可能
の 4 ページ、「ア. カルテルの規制」の解説

「ア. カルテルの規制」

事業者が商品やサービスの販売価格、生産数量などを話し合っで決める行為は、価格をつり上げるなど、買手である相手方に対して不利益を与え、また、非効率的な企業を温存し、事業活動を停滞させるなどの弊害をもたらすので、独占禁止法で禁止されています。

具体的には、独占禁止法は、「不当な取引制限」として、①事業者がお互いに連絡を取り合っで、②本来個々の事業者がそれぞれ自主的に判断して決めるべき事項（価格、数量など）を共同して決定し、③市場において有効な競争が行われないような状態をもたらすことを禁止しています。不当な取引制限は、通常、カルテルと呼ばれており、入札談合もその一つです。

なお、「共同して決定し」というのは、事業者間に何らかの合意や了解が成立し、それに皆が従うものと思っでそれぞれ同一行動に出ることをいいます。したがっで、制裁の伴わない紳士協定はもちろん、明白な協定という形をとらない口頭の約束や暗黙の了解でもカルテルに該当します。